

授業科目	知的財産法演習
演習題目	知的財産法の現代的諸相
担当教員	小島 立
授業の目的	<p>本演習（ゼミ）の担当者は、法学部生の皆さんが社会に出て求められる能力は、(1) 現代社会が抱える課題を法的に分析し、解決策を提示できること（いわゆる「専門的能力」）、そして、(2) 現代社会が抱える課題について、他の専門領域（ディシプリン）に関する専門的知識を有する人たちと一緒に議論し、解決策を提示できること（いわゆる「学際的能力」）、であると考えている。</p> <p>そこで、本演習では、(1) 知的財産法に関連する課題の検討（とりわけ判例分析）を通じて、本演習参加者の法的な問題解決能力を高めること、そして、(2) 現代社会の諸課題について、本演習参加者自らが、幅広い視野から批判的に考察する力を高めること、の 2 点を目標として掲げたい。</p> <p>また、本演習では、参加者が上記の能力を養うことに加え、(1) 自分の力で調査および報告に必要な文献資料を見つけ出すこと、(2) 自らが調査した資料を適切に理解した上で、報告内容を簡潔にまとめること、(3) 限られた時間内において、人前で分かりやすく説得的に発表できること、そして、(4) 他者の発表に対し、参加者の理解を進めるために適切な質問を投げかけられること、といった能力を併せて培うことを目指したい。</p>
履修条件	<p>「知的財産法」の授業（毎年度前期に開講）を履修済みであるか、そうでない場合には、本演習と並行して履修することを強くお勧めする。</p> <p>また、「ものづくり」、「まちづくり」、「コトづくり」、「クリエイティブ産業」、文化芸術、デザイン、科学技術イノベーションなどの領域に関心がある学生諸君の参加を歓迎する。「クリエイティブ産業と文化政策」（毎年度後期に開講）の授業を履修することも検討されたい。</p>
教科書・参考書	<p>「テキスト」として、いわゆる教科書や判例集などは予め指定しない。判例分析を行う際には、判例集などに掲載されている「加工された裁判例」ではなく、「生の裁判例」を「テキスト」として分析する。</p> <p>本演習の開講前に、中山信弘『マルチメディアと著作権』（岩波新書（赤426）、1996年）に目を通すことをお勧めする（この本は残念ながら絶版となっているが、中央図書館に配置されている）。</p> <p>知的財産法の概説としては、学部講義の「知的財産法」で教科書指定している愛知靖之＝前田健＝金子敏哉＝青木大也『知的財産法〔第2版〕』（有斐閣、2023年）を挙げておく。</p> <p>また、知的財産法の判例のエッセンスを簡易に眺めるために便利なものとして、愛知靖之＝前田健＝金子敏哉＝青木大也『知財判例コレクション』（有斐閣、2021年）、知的財産法に関する事項について、図表を交えて分かりやすく解説しているものとして、前田健＝金子敏哉＝青木大也（編集）『図録知的財産法』（弘文堂、2021年）がある。</p> <p>その他の参考文献については、随時紹介する。</p>

授業の計画・内容

前期および後期の前半では、いわゆる「専門的能力」を涵養することを旨とする。後期の後半では、いわゆる「学際的能力」を涵養することを旨とする。

【前期】

(1) 前期の冒頭で、本演習全体に関するオリエンテーションに続き、判例分析の手法について、授業担当者が解説を行う。

(2) その後、前期は、主に著作権法についての判例分析を行なう。検討対象の判決について、グループで事前に調査および検討を行い、グループによる報告の後に、参加者全員で討議を行う。

本演習における主な取り組みは、1つの判決（通常は民事判決）を、数週間かけてじっくりと分析することである。①原告の請求は何か、②原告の請求を成り立たせるために必要となる（通常は複数の）条文は何か、③それらの条文の効果を発生させるために原告が主張すべき事実（いわゆる「要件事実」）は何か、④原告の主張に対して被告はどのように反論しているか、⑤原告と被告の主張の結果として浮かび上がった争点に対して、裁判所はどのように規範を立てて結論を導いているか、といったことを丁寧に分析することを通じて、「法的な問題解決手法」を学ぶためである。

(3) 判例分析で培った能力をさらに確かなものにするべく、問題演習に取り組む。2023年度は、2006年（平成18年）の司法試験の著作権法の問題を検討した。

(4) 著作権法に関する民事判決を素材に、ディベートを行う。ディベートでは、原告チーム、被告チームおよび裁判官チームの3つに分かれて、原告チームと被告チームは、訴状と答弁書の作成、立論、尋問、最終弁論等を行い、裁判官チームがジャッジを行う。裁判官チームによるジャッジの結果を踏まえて、裁判官チームは判決文を準備する。また、ディベート後に、本演習の参加者全員で、いわゆる「感想戦」を実施する。

【後期】

(1) 後期の前半では、特許法、商標法等の産業財産権法、または、不正競争防止法についての判例分析を行うか、司法試験の特許法の問題を素材として、問題演習を行うことを計画している。2023年度は、2021年（令和3年）の司法試験の特許法の問題を検討した。

(2) ここまでのゼミの活動では、いわゆる「専門的能力」を主に養うことを目標としてきた。後期の後半では、いわゆる「学際的能力」を涵養するべく、現代社会の先端的課題について検討する予定である。

過去数年の知的財産法演習では、授業担当者が現在取り組んでいる「空飛ぶクルマ」の社会実装において克服すべき「倫理的・法制度的・社会的課題（ELSI: Ethical, Legal and Social Issues/Implications）」についての文理融合研究 <https://www.jst.go.jp/ristex/funding/elsi-pg/> に関する課題を取り上げてきた。2024年度についても、同様の検討を行うつもりである。

【その他】

毎回のゼミでは、報告および議論に、それぞれ45～60分程度を想定する。時間延長もあり得る（午後7時頃に終了することも珍しくない）。

	<p>新型コロナウイルス感染症の状況も落ち着いてきているため、知的財産法を取り巻く社会の状況についてより良く知るために、状況が許せば、課外活動として、合宿形式の「フィールドワーク（巡検）」を行うことを検討したい。</p> <p>また、上記に掲げた合宿、フィールドワークなどの他に、本演習参加者の親睦を深めるためのコンパなど、ゼミの時間以外の活動を積極的に行いたいと考えている（なお、これらの課外活動への参加は任意である）。本演習に関して不明な点があれば、授業担当者（メールアドレスは、kojima [アットマーク] law.kyushu-u.ac.jp）まで、ご遠慮なくお尋ねいただきたい。</p>
成績評価の方法	<p>成績評価は、平常点（出席状況、報告内容、議論への参加態度等）による。やむを得ない事情により欠席する場合には、予め授業担当者にご連絡されたい。</p>